

令和7年度

長野市(一般会計・特別会計・企業会計)予算

目 次

令和7年度長野市（一般会計・特別会計・企業会計）予算一覧

令和7年度長野市一般会計予算	9-1 ~ 10頁
同 国民健康保険特別会計予算	10-1 ~ 6頁
同 駐車場事業特別会計予算	11-1 ~ 3頁
同 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	12-1 ~ 4頁
同 介護保険特別会計予算	13-1 ~ 5頁
同 授産施設特別会計予算	14-1 ~ 3頁
同 鬼無里大岡観光施設事業特別会計予算	15-1 ~ 4頁
同 後期高齢者医療特別会計予算	16-1 ~ 3頁
同 病院事業債管理特別会計予算	17-1 ~ 4頁
同 公共料金等集合支払特別会計予算	18-1 ~ 3頁
同 産業団地事業会計予算	19-1 ~ 2頁
同 水道事業会計予算	20-1 ~ 4頁
同 下水道事業会計予算	21-1 ~ 4頁
同 戸隠観光施設事業会計予算	22-1 ~ 2頁

令和7年度長野市（一般会計・特別会計・企業会計）予算一覧

（単位：千円）

会 計 名	本年度予算額	前年度予算額	比 較
一般会計	193,120,000	165,030,000	28,090,000
国民健康保険特別会計	33,047,700	33,123,400	△ 75,700
駐車場事業特別会計	122,900	143,800	△ 20,900
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	33,400	51,300	△ 17,900
介護保険特別会計	36,480,400	35,922,000	558,400
授産施設特別会計	72,100	69,000	3,100
鬼無里大岡観光施設事業特別会計	66,700	49,500	17,200
後期高齢者医療特別会計	6,763,200	6,584,800	178,400
病院事業債管理特別会計	748,100	1,889,200	△ 1,141,100
公共料金等集合支払特別会計	(2,358,000)	(2,397,000)	(△39,000)
計（特別会計）	77,334,500	77,833,000	△ 498,500
産業団地事業会計	174,600	331,400	△ 156,800
水道事業会計	14,074,900	13,150,600	924,300
下水道事業会計	25,948,200	26,231,200	△ 283,000
戸隠観光施設事業会計	255,600	273,900	△ 18,300
計（企業会計）	40,453,300	39,987,100	466,200
合 計	310,907,800	282,850,100	28,057,700

（注）公共料金等集合支払特別会計については、重複計上となるため合計に含まない。

長野市一般会計予算

議案第9号

令和7年度長野市一般会計予算

令和7年度長野市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ193,120,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（会計年度任用職員の報酬に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月26日提出

長野市長 荻原健司

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		61,710,000
	1 市民税	28,404,000
	2 固定資産税	23,358,000
	3 軽自動車税	1,416,000
	4 市たばこ税	2,358,000
	5 入湯税	50,000
	6 事業所税	2,202,000
	7 都市計画税	3,922,000
2 地方譲与税		1,443,000
	1 地方揮発油譲与税	312,000
	2 自動車重量譲与税	968,000
	3 森林環境譲与税	163,000
3 利子割交付金		28,000
	1 利子割交付金	28,000
4 配当割交付金		375,000
	1 配当割交付金	375,000
5 株式等譲渡所得割交付金		431,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	431,000
6 地方消費税交付金		10,441,000
	1 地方消費税交付金	10,441,000
7 ゴルフ場利用税交付金		48,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	48,000
8 自動車税環境性能割交付金		148,000
	1 自動車税環境性能割交付金	148,000
9 地方特例交付金・法人事業 税交付金		1,359,000
	1 地方特例交付金・法人事業 税交付金	1,340,000
	2 新型コロナウイルス感染症 対策地方税減収補填特別交 付金	19,000
10 地方交付税		23,565,000
	1 地方交付税	23,565,000

(単位：千円)

款	項	金額		
11 交通安全対策特別交付金		52,000		
	1 交通安全対策特別交付金	52,000		
12 分担金及び負担金		951,286		
	1 負担金	951,286		
13 使用料及び手数料		2,479,707		
	1 使用料	1,657,699		
	2 手数料	822,008		
14 国庫支出金		32,724,977		
	1 国庫負担金	22,655,812		
	2 国庫補助金	9,926,705		
	3 国庫委託金	142,460		
15 県支出金		12,394,942		
	1 県負担金	7,467,837		
	2 県補助金	3,934,751		
	3 県委託金	992,354		
16 財産収入		683,910		
	1 財産運用収入	453,806		
	2 財産売却収入	230,104		
17 寄附金		2,015,032		
	1 寄附金	2,015,032		
18 繰入金		5,311,565		
	1 基金繰入金	5,159,101		
	2 特別会計繰入金	152,464		
19 繰越金		100,000		
	1 繰越金	100,000		
20 諸収入		8,479,181		
	1 延滞金、加算金及び過料	21,802		
	2 預金利子	4,000		
	3 貸付金元利収入	5,854,420		
	4 受託事業収入	143,251		
	5 雑入	2,455,708		
21 市債		28,379,400		
	1 市債	28,379,400		
歳	入	合	計	193,120,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		684,260
	1 議会費	684,260
2 総務費		20,626,303
	1 総務管理費	16,555,375
	2 徴税費	1,943,460
	3 戸籍住民基本台帳費	1,424,283
	4 選挙費	360,132
	5 統計調査費	242,909
	6 監査委員費	100,144
3 民生費		69,297,612
	1 社会福祉費	13,662,761
	2 児童福祉費	33,917,255
	3 老人福祉費	15,383,738
	4 生活保護費	6,333,858
4 衛生環境費		12,876,526
	1 保健衛生費	6,042,535
	2 環境総務費	280,143
	3 環境清掃費	6,095,645
	4 水道費	458,203
5 労働費		745,912
	1 労働諸費	745,912
6 農林業費		2,452,806
	1 農業費	2,058,378
	2 林業費	394,428
7 商工観光費		16,349,957
	1 商工費	9,717,938
	2 観光費	6,632,019
8 土木費		21,079,989
	1 土木管理費	410,500
	2 道路橋りょう費	6,579,710
	3 河川水路費	3,926,435
	4 都市計画費	6,909,377
	5 土地区画整理費	1,300,374

(単位：千円)

款	項	金額		
	6 住宅費	1,953,593		
9 消防費		6,848,907		
	1 消防費	6,848,907		
10 教育費		27,293,470		
	1 教育総務費	2,733,895		
	2 小学校費	4,767,890		
	3 中学校費	1,322,534		
	4 高等学校費	754,688		
	5 社会教育費	3,926,357		
	6 保健体育費	13,788,106		
11 災害復旧費		186,500		
	1 農林施設災害復旧費	70,000		
	2 公共土木施設災害復旧費	116,500		
12 公債費		14,477,758		
	1 公債費	14,477,758		
13 予備費		200,000		
	1 予備費	200,000		
歳	出	合	計	193,120,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
1 本庁舎電話交換業務委託事業費	令和8年度	14,167
2 文書管理システム更改業務委託事業費	令和8年度	187,000
3 公文書等配送業務委託事業費	令和8年度から 令和12年度まで	127,679
4 戸隠・鬼無里情報通信施設光化工事（引込・撤去）事業費	令和8年度	318,554
5 統合型GISの共用空間データ更新業務委託事業費	令和8年度から 令和10年度まで	607,200
6 公共用地及び公用地取得並びに保有のための資金として金融機関が長野市土地開発公社へ行う融資に対する債務保証	償還完了まで	融資額60億円及びこれに対する利息相当額
7 個人市県民税納税通知書作成業務委託事業費	令和8年度	18,725
8 軽自動車税納税通知書作成等業務委託事業費	令和8年度	10,168
9 地方税電子申告審査システム等運用保守業務委託事業費	令和8年度から 令和12年度まで	25,012
10 固定資産税納税通知書作成業務委託事業費	令和8年度	23,039
11 長沼支所機能仮復旧事業費	令和8年度から 令和10年度まで	13,800
12 戸籍振り仮名登録業務委託事業費	令和8年度	16,265
13 緊急通報システム運營業務委託事業費	令和8年度から 令和12年度まで	132,309

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
14 私立保育所施設整備事業補助金	令和8年度	244,339
15 長野市環境基本計画改定支援業務委託事業費	令和8年度	10,395
16 高度ICT技術者雇用促進事業補助金	令和8年度	1,000
17 新技術等共同研究開発事業補助金	令和8年度	4,000
18 工場用地等取得事業助成金	令和8年度から 令和9年度まで	33,133
19 事業用地取得事業助成金	令和8年度から 令和9年度まで	259,466
20 南長野運動公園体育館・プール棟長寿命化改修事業費	令和8年度	2,862,500
21 長野運動公園総合体育館整備外事業費	令和8年度から 令和9年度まで	7,753,567
22 南長野運動公園フットボール場整備事業用地再取得事業費	令和8年度から 令和9年度まで	111,000
23 市道北長池北屋島線歩道設置用地取得事業費	令和8年度から 令和10年度まで	57,000
24 (仮称)長沼東西線歩道設置用地取得事業費	令和8年度から 令和10年度まで	205,000
25 信濃川水系緊急治水対策埋蔵文化財調査整理作業事業費	令和8年度から 令和9年度まで	44,000
26 運動公園雨水調整池整備事業費	令和8年度から 令和9年度まで	1,455,020

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
27 長野市第四次住宅マスタープラン策定支援業務委託事業費	令和8年度	7,500
28 川中島幹線道路築造事業費	令和8年度	36,000
29 長野市都市計画マスタープラン・立地適正化計画改定業務委託事業費	令和8年度	16,000
30 北部幹線用地測量・詳細設計業務委託事業費	令和8年度	20,000
31 古里小学校校舎長寿命化改修事業費	令和8年度	1,190,863

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 総務管理施設整備事業費	931,300	普通貸借又は債券発行。ただし、債券発行の細目については市長が定める。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
2 総務管理事業費	17,000	同 上	同 上	同 上
3 社会福祉施設整備事業費	13,800	同 上	同 上	同 上
4 障害者福祉施設整備事業費	143,800	同 上	同 上	同 上
5 児童福祉施設整備事業費	391,700	同 上	同 上	同 上
6 児童福祉事業費	600	同 上	同 上	同 上
7 老人福祉施設整備事業費	74,800	同 上	同 上	同 上
8 保健施設整備事業費	163,900	同 上	同 上	同 上
9 環境施設整備事業費	5,400	同 上	同 上	同 上
10 清掃施設整備事業費	411,100	同 上	同 上	同 上
11 勤労者福祉施設整備事業費	489,100	同 上	同 上	同 上
12 農林施設整備事業費	321,100	同 上	同 上	同 上
13 農業事業費	900	同 上	同 上	同 上
14 林業整備事業費	19,200	同 上	同 上	同 上
15 商工事業費	95,700	同 上	同 上	同 上
16 観光施設整備事業費	4,432,900	同 上	同 上	同 上
17 地域総合整備資金貸付事業費	2,300,000	同 上	同 上	同 上
18 土木管理事業費	4,700	同 上	同 上	同 上
19 道路橋りょう整備事業費	3,191,700	同 上	同 上	同 上
20 河川水路整備事業費	3,303,200	同 上	同 上	同 上

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
21 都市計画整備事業費	733,000	普通貸借又は債券発行。ただし、債券発行の細目については市長が定める。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
22 住宅整備事業費	244,700	同 上	同 上	同 上
23 消防施設整備事業費	1,252,000	同 上	同 上	同 上
24 教育総務事業費	39,700	同 上	同 上	同 上
25 小学校施設整備事業費	1,795,500	同 上	同 上	同 上
26 中学校施設整備事業費	240,400	同 上	同 上	同 上
27 高等学校施設整備事業費	181,100	同 上	同 上	同 上
28 社会教育施設整備事業費	736,400	同 上	同 上	同 上
29 保健体育施設整備事業費	6,628,700	同 上	同 上	同 上
30 庁舎災害復旧事業費	9,100	同 上	同 上	同 上
31 過疎地域持続的発展事業費	17,000	同 上	同 上	同 上
32 水道事業出資金	189,900	同 上	同 上	同 上

長野市特別会計予算

議案第10号

令和7年度長野市国民健康保険特別会計予算

令和7年度長野市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,518,900千円と定める。

2 直診勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ528,800千円と定める。

3 事業勘定及び直診勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 国民健康保険事業費納付金の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月26日提出

長野市長 荻原健司

第1表 歳入歳出予算 (事業勘定)

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		5,675,897
	1 国民健康保険料	5,675,897
2 使用料及び手数料		3,214
	1 手数料	3,214
3 国庫支出金		144,307
	1 国庫負担金	1
	2 国庫補助金	144,306
4 県支出金		23,870,089
	1 県負担金	23,870,088
	2 財政安定化基金支出金	1
5 財産収入		3,699
	1 財産運用収入	3,699
6 繰入金		2,482,328
	1 他会計繰入金	2,282,328
	2 基金繰入金	200,000
7 繰越金		295,355
	1 繰越金	295,355
8 諸収入		44,010
	1 延滞金、加算金及び過料	14,007
	2 雑入	30,003
9 財政安定化基金借入金		1
	1 財政安定化基金借入金	1
歳入	合計	32,518,900

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		599,495
	1 総務管理費	338,307
	2 徴収費	259,609
	3 運営協議会費	739
	4 趣旨普及費	840
2 保険給付費		23,645,644
	1 療養諸費	20,399,114
	2 高額療養費	3,074,830
	3 高額介護合算療養費	4,000
	4 移送費	100
	5 出産育児諸費	66,000
	6 葬祭諸費	21,500
	7 結核精神諸費	80,000
	8 傷病手当金	100
3 国民健康保険事業費納付金		7,795,064
	1 医療給付費	5,101,000
	2 後期高齢者支援金	2,030,000
	3 介護納付金	664,064
4 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 保健事業費		377,542
	1 特定健康診査等事業費	265,598
	2 保健事業費	111,944
6 積立金		3,699
	1 積立金	3,699
7 諸支出金		96,455
	1 償還金及び還付加算金	35,955
	2 直診勘定繰出金	60,500
8 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	32,518,900

第1表 歳入歳出予算 (直診勘定)

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 診療収入		244,504
	1 外来収入	213,820
	2 その他診療収入	30,684
2 使用料及び手数料		1,632
	1 手数料	1,632
3 県支出金		5,492
	1 県補助金	5,492
4 財産収入		1,228
	1 財産運用収入	1,228
5 繰入金		243,533
	1 他会計繰入金	183,033
	2 事業勘定繰入金	60,500
6 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
7 諸収入		1,111
	1 雑入	1,111
8 市債		30,300
	1 市債	30,300
歳入合計		528,800

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		322,310
	1 施設管理費	322,310
2 医業費		197,393
	1 医業費	197,393
3 公債費		8,997
	1 公債費	8,997
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		528,800

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
診療所整備事業費	30,300	普通貸借又は債券発行。ただし、債券発行の細目については市長が定める。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

議案第 11 号

令和 7 年度長野市駐車場事業特別会計予算

令和 7 年度長野市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ122,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

長野市長 荻原健司

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		121,790
	1 使用料	121,790
2 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
3 諸収入		110
	1 雑入	110
歳入	合計	122,900

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 駐車場事業費		98,281
	1 駐車場管理費	98,281
2 諸支出金		23,619
	1 繰出金	23,619
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		122,900

議案第12号

令和7年度長野市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和7年度長野市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和7年2月26日提出

長野市長 荻原健司

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		9,820
	1 他会計繰入金	9,820
2 繰越金		11,817
	1 繰越金	11,817
3 諸収入		11,763
	1 貸付金元利収入	11,027
	2 雑入	736
歳入	合計	33,400

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		23,258
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	23,258
2 諸支出金		10,142
	1 償還金	10,142
歳 出 合 計		33,400

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和7年度決定分母子父子寡婦福祉資金修学資金 の翌年度以降貸付金	令和8年度から 令和10年度まで	16,608

議案第13号

令和7年度長野市介護保険特別会計予算

令和7年度長野市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,478,000千円と定める。

2 介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,400千円と定める。

3 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 地域支援事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月26日提出

長野市長 荻原健司

第1表 歳入歳出予算 (保険事業勘定)

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		7,619,400
	1 介護保険料	7,619,400
2 使用料及び手数料		2,978
	1 手数料	2,978
3 国庫支出金		8,652,345
	1 国庫負担金	6,253,937
	2 国庫補助金	2,398,408
4 支払基金交付金		9,551,117
	1 支払基金交付金	9,551,117
5 県支出金		5,007,602
	1 県負担金	4,834,288
	2 県補助金	173,314
6 財産収入		12,564
	1 財産運用収入	12,564
7 繰入金		5,582,289
	1 一般会計繰入金	5,564,891
	2 基金繰入金	17,398
8 繰越金		5,312
	1 繰越金	5,312
9 諸収入		44,393
	1 延滞金、加算金及び過料	102
	2 貸付金元利収入	1,000
	3 雑入	43,291
歳入	合計	36,478,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		938,308
	1 総務管理費	451,125
	2 徴収費	56,386
	3 介護認定審査会費	430,313
	4 趣旨普及費	484
2 保険給付費		34,118,121
	1 介護サービス等諸費	31,902,495
	2 介護予防サービス等諸費	674,271
	3 その他諸費	30,290
	4 高額介護サービス等費	821,697
	5 高額医療合算介護サービス等費	101,185
	6 特定入所者介護サービス等費	588,183
3 地域支援事業費		1,267,200
	1 包括的支援事業・任意事業費	59,291
	2 介護予防生活支援サービス事業費	1,188,799
	3 一般介護予防事業費	15,230
	4 その他諸費	3,880
4 基金積立金		12,564
	1 基金積立金	12,564
5 諸支出金		141,807
	1 償還金及び還付加算金	12,962
	2 繰出金	128,845
歳 出	合 計	36,478,000

第1表 歳入歳出予算 (介護サービス事業勘定)

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 サービス収入		2,399
	1 介護予防給付費収入	2,399
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		2,400

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		367
	1 施設管理費	367
2 サービス事業費		2,033
	1 居宅介護支援事業費	2,033
歳 出 合 計		2,400

議案第 14 号

令和 7 年度長野市授産施設特別会計予算

令和 7 年度長野市の授産施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 72,100 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 26 日提出

長野市長 荻原健司

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		7,700
	1 受託作業収入	7,700
2 分担金及び負担金		38,637
	1 負担金	38,637
3 使用料及び手数料		108
	1 使用料	108
4 繰入金		24,884
	1 他会計繰入金	24,884
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		770
	1 雑入	770
歳入	合計	72,100

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 授産施設事業費		72,100
	1 授産施設事業費	72,100
歳 出	合 計	72,100

議案第15号

令和7年度長野市鬼無里大岡観光施設事業特別会計予算

令和7年度長野市の鬼無里大岡観光施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ66,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和7年2月26日提出

長野市長 荻原健司

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		49,147
	1 他会計繰入金	49,147
2 繰越金		53
	1 繰越金	53
3 市債		17,500
	1 市債	17,500
歳入合計		66,700

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		65,699
	1 施設事業費	65,699
2 公債費		601
	1 公債費	601
3 予備費		400
	1 予備費	400
歳 出 合 計		66,700

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
観光施設整備事業費	17,500	普通貸借又は債券発行。ただし、債券発行の細目については市長が定める。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

議案第16号

令和7年度長野市後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度長野市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,763,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月26日提出

長野市長 荻原健司

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		5,462,611
	1 後期高齢者医療保険料	5,462,611
2 使用料及び手数料		1,110
	1 手数料	1,110
3 繰入金		1,292,839
	1 一般会計繰入金	1,292,839
4 繰越金		10
	1 繰越金	10
5 諸収入		6,630
	1 延滞金、加算金及び過料	480
	2 償還金及び還付加算金	6,120
	3 雑入	30
歳入合計		6,763,200

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		43,405
	1 総務管理費	33,472
	2 徴収費	9,933
2 後期高齢者医療広域連合納付金		6,713,575
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	6,713,575
3 諸支出金		6,120
	1 償還金及び還付加算金	6,120
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		6,763,200

議案第 17 号

令和 7 年度長野市病院事業債管理特別会計予算

令和 7 年度長野市の病院事業債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 748,100 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 7 年 2 月 26 日提出

長野市長 荻原健司

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 諸収入		439,800
	1 貸付金元利収入	439,800
2 市債		308,300
	1 市債	308,300
歳入合計		748,100

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公債費		439,800
	1 公債費	439,800
2 貸付金		308,300
	1 貸付金	308,300
歳 出 合 計		748,100

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
長野市民病院貸付事業 費	308,300	普通貸借又は債券発行。ただし、債券発行の細目については市長が定める。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

議案第18号

令和7年度長野市公共料金等集合支払特別会計予算

令和7年度長野市の公共料金等集合支払特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,358,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月26日提出

長野市長 荻原健司

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰替金収入		2,358,000
	1 繰替金収入	2,358,000
歳入合計		2,358,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 集合支払費		2,358,000
	1 集合支払費	2,358,000
歳 出	合 計	2,358,000

長野市企業会計予算

議案第19号

令和7年度長野市産業団地事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度長野市産業団地事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 用地売却面積 5,057㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	産業団地事業収益		112,900千円
第1項	営業収益		108,400千円
第2項	営業外収益		4,500千円
		支	出
第1款	産業団地事業費用		98,600千円
第1項	営業費用		97,700千円
第2項	営業外費用		900千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額76,000千円は、過年度分損益勘定留保資金32,000千円及び当年度分損益勘定留保資金44,000千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		0千円
		支	出
第1款	資本的支出		76,000千円
第1項	他会計借入金償還金		76,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 9,013千円

(重要な資産の処分)

第6条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

(1) 処分する資産

種 類	名 称	数 量	処分の態様
土地	豊野東部工業団地	5,057.10m ²	分譲等

令和7年2月26日提出

長野市長 荻原健司

議案第20号

令和7年度長野市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度長野市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	137,900件
(2) 年間総給水量	32,388,000m ³
(3) 一日平均給水量	88,734m ³
(4) 主要な建設改良事業	
原水施設改良事業	195,433千円
浄水施設改良事業	631,351千円
配水施設改良事業	4,185,188千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	水道事業収益		7,248,000千円
第1項	営業収益		6,618,806千円
第2項	営業外収益		629,193千円
第3項	特別利益		1千円
		支	出
第1款	水道事業費用		6,649,300千円
第1項	営業費用		6,051,979千円
第2項	営業外費用		597,321千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,250,400千円は、過年度分損益勘定留保資金4,786,126千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額464,274千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		2,175,200千円
第1項 企業債		1,458,400千円
第2項 国庫補助金		109,430千円
第3項 工事負担金		187,363千円
第4項 受託建設収入		1,164千円
第5項 出資金		378,534千円
第6項 固定資産売却代金		69千円
第7項 その他資本的収入		40,240千円
	支	出
第1款 資本的支出		7,425,600千円
第1項 建設改良費		5,496,905千円
第2項 企業債償還金		1,928,695千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
創設認可申請書作成事業費	令和8年度	24,800千円
上下水道局GISシステム整備・データ更新業務委託事業費	令和8年度から令和13年度まで	85,000千円
夏目ヶ原浄水場中央監視設備更新事業費	令和8年度	225,700千円
犀川浄水場2号夏目送水ポンプ外更新事業費	令和8年度	382,400千円
往生地浄水場北配水池耐震補強事業費	令和8年度	130,900千円
蚊里田高区配水池更新事業費	令和8年度から令和9年度まで	1,629,200千円
若槻ポンプ場築造事業費	令和8年度から令和9年度まで	1,282,300千円
犀川-夏目送水管更新事業費	令和8年度	314,800千円
夏目-蚊里田送水管布設事業費	令和8年度	91,300千円
夏目1号配水幹線布設替事業費	令和8年度	217,800千円
鬼無里上平地区舗装復旧事業費	令和8年度	14,200千円
鬼無里財又地区(財又橋)配水管布設替事業費	令和8年度	11,600千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業費	1,458,400千円	普通貸借又は債券発行。ただし、債券発行の細目については市長が定める。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,104,101千円

(2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業費用及び資本的支出に充当のため一般会計からこの会計へ補助等を受ける金額は、458,200千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、95,977千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器具及び備品	G I Sシステム機器	1台

令和7年2月26日提出

長野市長 荻原健司

議案第21号

令和7年度長野市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度長野市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水件数	160,100件
(2) 年間総排水量	40,975,000m ³
(3) 一日平均排水量	112,260m ³
(4) 主要な建設改良事業	
下水道管改良事業	202,225千円
公共下水道事業	3,401,970千円
流域関連公共下水道事業	1,275,290千円
流域下水道事業	253,343千円
特定環境保全公共下水道事業	718,980千円
農業集落排水事業	166,782千円
戸別浄化槽事業	19,312千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		14,415,400千円
第1項 営業収益		7,729,086千円
第2項 営業外収益		6,124,667千円
第3項 特別利益		561,647千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		13,547,000千円
第1項 営業費用		11,735,949千円
第2項 営業外費用		1,270,123千円
第3項 特別損失		540,928千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,877,700千円は、過年度分損益勘定留保資金

2,357,886千円、当年度分損益勘定留保資金 3,200,097千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 319,717千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	6,523,500千円
第1項 企業債	3,836,200千円
第2項 国庫補助金	1,342,686千円
第3項 工事負担金	70,201千円
第4項 受益者負担金	32,399千円
第5項 他会計負担金	1,242,013千円
第6項 固定資産売却代金	1千円
支 出	
第1款 資本的支出	12,401,200千円
第1項 建設改良費	6,355,191千円
第2項 企業債償還金	6,041,999千円
第3項 国庫補助金返還金	4,010千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和7年度融資分排水設備設置資金利子補給金	令和8年度から 令和12年度まで	2,000千円
上下水道局GISシステム整備・データ更新業務委託事業費	令和8年度から 令和13年度まで	85,000千円
令和7年度東部終末処理場改築更新事業費	令和8年度から 令和9年度まで	2,080,000千円
東部終末処理場沈砂池ポンプ棟沈砂掻揚機整備事業費	令和8年度	74,400千円
東部終末処理場沈砂池ポンプ棟主ポンプ整備事業費	令和8年度	198,900千円
東部終末処理場耐震化再構築事業費	令和8年度	35,000千円
川中島幹線関連下水道新設事業費	令和8年度	8,000千円
下水道舗装復旧事業費	令和8年度	51,400千円
浅野島ポンプ場建設工事委託事業費	令和8年度から 令和10年度まで	2,490,000千円

事 項	期 間	限 度 額
堂平橋関連下水道布設替事業費	令和8年度	12,700千円
財又橋関連下水道布設替事業費	令和8年度	13,700千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	3,836,200千円	普通貸借又は債券発行。ただし、債券発行の細目については市長が定める。	年5.0%以内ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 593,772千円

(2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業費用及び資本的支出に充当のため一般会計からこの会計へ補助等を受ける金額は、3,923,000千円である。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器具及び備品	G I Sシステム機器	1台

令和7年2月26日提出

長野市長 荻原健司

議案第22号

令和7年度長野市戸隠観光施設事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度長野市戸隠観光施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|----------|
| (1) スキー場利用者数 | 100,000人 |
| (2) キャンプ場利用者数 | 54,000人 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 観光施設事業収益		110,688千円
第1項 営業収益		36,238千円
第2項 営業外収益		74,450千円
	支	出
第1款 観光施設事業費用		114,588千円
第1項 営業費用		109,843千円
第2項 営業外費用		4,745千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 資本的収入		141,012千円
第1項 企業債		85,600千円
第2項 補助金等		55,412千円
	支	出
第1款 資本的支出		141,012千円
第1項 建設改良費		85,600千円
第2項 企業債償還金		55,412千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
観光施設事業費	85,600千円	普通貸借又は債券発行。ただし、債券発行の細目については市長が定める。	年5.0%以内ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利率に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 観光振興対策費（企業債償還に係る費用）として一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、56,643千円である。

令和7年2月26日提出

長野市長 荻原健司

